

定第203号議案

鹿児島市議会委員会条例一部改正の件

鹿児島市議会委員会条例（昭和42年条例第132号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

提 出

鹿児島市議会議員	中元 かつあき
〃	三反園 輝男
〃	向江 かほり
〃	山下 要
〃	こじま 洋子
〃	平山 タカヒサ
〃	霜 出 佳 寿
〃	米山 たいすけ
〃	大園 たつや
〃	松尾 まこと
〃	古江 尚子
〃	のぐち 英一郎

鹿児島市議会委員会条例の一部を改正する条例

第8条第1項中「は、議長が会議にはかつて指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第8条第3項中「会議にはかつて」を削る。

第15条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により」に改め、同項ただし書中「第20条」の次に「（秘密会）」を加え、同条第3項中「した」を「する」に、「委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用

については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第18条第2項を削る。

第20条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第21条第2項中「出席を求められた者は、」を「出席を求められた者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第23条第2項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「で公聴会に出席する」を「により公聴会で意見を述べる」に改める。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「で委員会に出席する」を「により委員会で意見を述べる」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

閉会中・開会中を問わず、議長が常任委員等の選任及び所属の変更をできるようにするなど規定の整備等をするものである。

(参 照)

鹿児島市議会委員会条例(抜粋)

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 略す

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の

送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 略す

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 略す

(委員長及び委員の除斥)

第18条 略す

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(秘密会)

第20条 略す

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会にはかつて決める。

(出席説明の要求)

第21条 略す

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 1 略す

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 略す

(公聴会開催の手続)

第23条 1 略す

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(公述人の発言)

第26条 1 略す

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 略す

(参考人)

第29条 1 略す

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 略す